

令和8年9月17日

環境森林部

廃棄物・リサイクル課 リサイクル係

電話 027-226-2824 内線 2824

再生資源物を屋外で保管等する事業者に対する 新しい規制が始まります

群馬県では、生活環境の保全と、県民が安全・安心に暮らせる社会の実現を目的として、「群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例」を制定しました。

本条例は令和8年10月1日（木）に施行され、対象となる事業者は、県への手続きが必要となります。

1 規制の対象となる事業者

以下のすべてを満たす事業者

- (1) 再生資源物（使用を終了し、収集された「金属」、「プラスチック」、それらを含む「混合物」）を取り扱う
（対象外：廃棄物、使用済自動車・解体自動車等、有害使用済機器）
- (2) 屋外でフォークリフト等を用い再生資源物の保管・破砕等を実施する
- (3) 事業場の広さが100 m²を超える

2 規制の内容

- (1) 再生資源物の屋外保管等をする事業を県知事の許可制とする
（既存事業者にも適用され、届出により「みなし許可」とする）
- (2) 立入検査や行政処分等の規定により厳格に対処
- (3) 罰則規定
 - ・ 重大な違反は、拘禁刑2年又は罰金100万円以下（無許可営業、各種命令違反等）
 - ・ その他は、罰金30万円以下（変更届出義務違反、立入検査拒否等）
 - ・ 法人両罰規定

3 条例の施行日

令和8年10月1日（木）

4 詳細は、群馬県ホームページを御確認ください。

(<https://www.pref.gunma.jp/site/sanpai/757004.html>)



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

